

産業建設常任委員会会議録

平成31年3月1日

宮古市議会

平成31年3月宮古市議会 産業建設常任委員会会議録目次

(3月1日)

議事日程	1
出席委員	2
欠席委員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
付託事件審査(1)	3
付託事件審査(2)	3
付託事件審査(3)	3
付託事件審査(4)	9
付託事件審査(5)	3
付託事件審査(6)	9
付託事件審査(7)	9
付託事件審査(8)	3
付託事件審査(9)	9

宮古市議会産業建設常任委員会会議録

日 時 平成31年3月1日（金曜日） 午前10時00分
場 所 議事堂 委員会室2

○

事 件

[付託事件審査]

- (1) 議案第48号 市営住宅の家賃等債権を放棄することに関し議決を求めることについて
- (2) 議案第58号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（勤労青少年ホーム）
- (3) 議案第60号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（農村文化伝承館）
- (4) 議案第61号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（農産加工施設）
- (5) 議案第62号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（林業者地域多目的施設）
- (6) 議案第63号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（林業拠点施設（黒森ふれあい館））
- (7) 議案第59号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（農林漁村地域多目的集会施設）
- (8) 議案第45号 白浜（宮）漁港海岸災害復旧（23災501号防潮堤その2）工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- (9) 議案第52号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（静峰苑）

出席委員（7名）

佐々木重勝	委員長	藤原光昭	副委員長
小島直也	委員	佐々木清明	委員
伊藤清	委員	高橋秀正	委員
落合久三	委員		

欠席委員（なし）

説明のための出席者

付託事件審査（1）

参与兼 都市整備部長	小前繁君	建築住宅課長	戸由忍君
---------------	------	--------	------

付託事件審査（2）

産業振興部長	菊池廣君	産業支援センター 所長	下島野悟君
--------	------	----------------	-------

付託事件審査（3）～（6）

産業振興部長	菊池廣君	農林課長	菊池敦君
農林課長 農政係	袈岩邦行君	農林課長 農政係	齋藤公誉君

付託事件審査（7）

産業振興部長	菊池廣君	農林課長	菊池敦君
水産課長	佐々木勝利君		

付託事件審査（8）

産業振興部長	菊池廣君	水産課長	佐々木勝利君
水産課長 水産係	竹花浩満君		

付託事件審査（9）

企画部長	松下寛君	川井総合事務所長	大久保一吉君
------	------	----------	--------

議会事務局出席者

事務局長	菊地俊二	主査	小野寺泉
------	------	----	------

開 会

午前10時00分 開会

○委員長（佐々木重勝君） ただ今までの出席は7名であります。定足数に達しておりますので、これから産業建設常任委員会を開会します。本日の案件は、付託事件審査9件、説明事項1件となりますので、議事進行にご協力をよろしくお願いいたします。なお、議案第52号の静峰苑の指定管理にかかる議案の説明員が、本日同時刻に開会した総務常任委員会と重複していることから、会議の進行状況によっては審査の順序が変更となることがございますので、ご了承ください。また、本日の審査にあたり議案の補足資料の配布申し出があったものについてこれを許可し、皆様のお手元に配布しておりますのでご参照ください。

○

付託事件審査（1） 議案第48号 市営住宅の家賃等に係る権利を放棄することに関し議決を求めることについて

○委員長（佐々木重勝君） それでは、本委員会に付託された議案の審査を行います。議案の提案理由につきましては、本会議で説明済みでありますので省略します。

議案第48号「市営住宅の家賃等に係る権利を放棄することに関し議決を求めることについて」を議題といたします。ここで、建築住宅課長より発言の申し出がありましたので、これを許可します。戸由建築住宅課長。

○建築住宅課長（戸由忍君） よろしく申し上げます。それでは、先の定例会で上程いたしました議案第48号につきまして、補足説明をさせていただきたいなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。資料に沿って説明いたしますのでよろしくお願いいたします。資料の1ページ目をご覧ください。1番の趣旨です。市営住宅の入居者で自己破産手続きを行い、免責が確定したことにより回収することが不能な方につきまして、市営住宅の家賃等債権を放棄するものでございます。2番目が本会議で権利を放棄させていただきたい額ですけれども、937万3,163円です。3番、対象者金額、放棄理由です。全部で3名でございます。それでは、お1人目のところですが、1人目は、赤前団地市営住宅の女性でございます。滞納額すなわち権利放棄額ですが、148万5,001円です。滞納年度は平成7年及び平成11年から25年までの延べ131月となっております。滞納の原因ですが、多重債務でございます。権利放棄の理由です。御主人の死亡後収入が減少したこともあり、滞納するようになりました。平成15年に即決和解し分納誓約を交わしたものの支払うことができず、平成26年3月に破産手続きを行い、同年6月に免責が確定したところでございます。本人は平成27年2月にお亡くなりになっております。2人目の方でございます。赤前団地の女性です。滞納額が283万5,162円です。滞納年度は平成7年から24年までの延べ240月です。滞納の原因は多重債務です。権利放棄の理由です。別の市営住宅に居住していたお母さんが亡くなりまして、本人が家賃の滞納を相続したところですが、本人の滞納分と合わせ、滞納相談を行い、幾度か分納誓約を交わしたのですが、支払うことができず、平成24年4月に破産手続きを行い、同年7月に免責が確定しました。その後本人は24年の4月に退去したところでございます。3人目は、西ヶ丘団地の男性でございます。滞納額は505万3,000円です。滞納年度は平成17年から29年までの延べ173月です。滞納原因は多重債務です。権利放棄の理由です。本人は賭け事に興じ、分納誓約を何度も交わしたのですが、滞納を繰り返してきました。賭け事の借金もかさみ債務額が増加したことから、平成30年6月に破産手続きを行い、同年10月に免責が確定したところでございます。4番、根拠要綱でございます。宮古市では宮古市営住宅家賃等滞納整理事務処理要綱を定めており、その中の第15条第3項第3号におきましては、入居者であった者が破産し、その責めを免れたことを知ったときは、5年を待たずに市営住宅家賃等債権を放棄することができると定めておりま

す。この権利を放棄するため、地方自治法の規定によりまして議会に議決を求めさせていただきたいものでございます。2ページ目のほうをご覧ください。参考として市営住宅の滞納額を載せております。平成29年度決算時の家賃等滞納額は合計で150件、1億882万8,651円となっております。これが12月31日現在では129件、1億210万4,170円となっており、マイナスでの672万4,481円下がっておるところでございます。次に、2番の滞納者の類型でございます。これは自己破産の方が3件、937万3,163円です。本人が行方不明となっている方ですが9件、372万310円です。本人が亡くなってる場合、17件で1,426万9,510円です。あとはその他ということで、100件で7,474万1,187円です。これについての対応ですが、行方不明及び死亡の場合は相続人や保証人について個別に状況を精査し、権利放棄を視野に入れながら今後検討してまいりたいと思っております。②の4、その他につきましては分納誓約を交わしている方と、交わしていない方がおることから、交わしていない方に対しましては、今後法的措置も考慮し、家賃等の回収に努めてまいります。以上で補足説明を終わります。御審議よろしくお願いたします。

○委員長（佐々木重勝君） 説明が終わりました。それではこれより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） 先ほど戸由課長のほうから説明がありましたけれども、123のやつは、これは自己破産3件のやつですね。それで9件と17件の内容は、わかりましたけれども相続人と保証人のほうに交渉すると。その他の100件の部分で、分納誓約を結んでること結んでないことあると。9、17、100件の年数というのは、1番長いので何年ぐらいですか。

○委員長（佐々木重勝君） 戸由建築住宅課長。

○建築住宅課長（戸由忍君） 個別のところのちょっと長さというところを今抑え切っておりませんでしたので。後で。

○委員長（佐々木重勝君） そのほかございませんか。落合委員。

○委員（落合久三君） 1つは、1ページの今議会で権利放棄を提起している3件についてですが、ナンバー1の女性の方の場合は、免責が確定したのが26年6月、2番の女性の方の免責確定が24年の7月、ナンバー3の男性の場合は、ごく最近昨年10月免責確定、というふうに出ているんですが、特にこの1と2。免責、自己破産が確定して、その後いろいろ調べて裁判所がですね、もうこれはどうしようもないと。しかも税金ではないと。ということも含めて免責が確定してからざっと4、5年経って今、議会に提案っていうのは余にも遅いっていうか、この間どういう対応したのかなっていうのがむしろ疑問に思うんですが。課長におかれましても、自分が課長になる大分前の話だっという思いも少しはあるのかもしれませんが。それはない。あるのかもしれませんが、ちょっと分納誓約中になかなか約束どおり払わないっていうのと、免責が確定した案件についての対応はですね、私はもっとスピーディーにやれるし、やるべきだというふうに思うんですが、この結構時間が経っている理由は何だったんでしょうか。

○委員長（佐々木重勝君） 戸由建築住宅課長。

○建築住宅課長（戸由忍君） 時間がかかっているところにつきましては、正直なところがやはりなかなか手がつかなかったっていうのは本音のところでございます。まず、1番目の方につきましても免責が確定はしたんですけども、実はその後そこにもお子さんがおまして、お子さんいるんですが、きちんと免責のほうは終わったんですが、その後にいるという部分につきましては家賃はきちんとお支払いにはなっているところとは確認していて、今までもきちんと払っておるところでございます。あと2番目の方につきましては、まず

その後のところはもう退去しましたので家賃発生がないというところでございます。まず、何て言いますか、その後にはきちんと払うかどうかという経過のところも、まず我々のほうもきちんと見ながら納付の指導なり、そういうことはやっておるというところでございます。以上です。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 後段の説明のほうはいいんですが、冒頭、なかなか手がつかなかったというのはね、過去の記憶は正確でないかもしれませんが、決算議会でも今日傍聴している議員の方からも、結構詳細にこの問題はやっぱりちゃんとすべきだというのが1回だけでないんですよ。繰り返しになるんですが、なかなか手がつかなかったっていうのは、ちょっとこうわかりにくい表現なんです、なかなか手がつかなかったっていうのはどういう意味ですか。

○委員長（佐々木重勝君） 戸由建築住宅課長。

○建築住宅課長（戸由忍君） 震災復興等の業務も被った中で、ここの整理のほうまではなかなか。夜間訪問とか個別にあたるのはそれはもちろん継続してやってきたっていうんですけれども、こういうこの議会のほうにあげるというところまでですね、どこまでどういう滞納の状況のものまであげたらいいかというのがなかなか整理をつける暇がなかったというところで、遅れてきたなというふうには考えております。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 2ページのほうに、昨年12月31日現在で(4) その他滞納者累計100件で7400万何某があると。この中には、この今質問している自己破産に伴う免責のは含まれている。いない。

○委員長（佐々木重勝君） 戸由建築住宅課長。

○建築住宅課長（戸由忍君） 自己破産につきましては、このその他には全く含まれてはおりません。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） いずれこれは議会としても先ほど触れたように、決算委員会等でも結構いろいろ議論してきた経過があるのと、それから以前はですね、以前っていうのはもっと震災前、十数年前ですが、1ページの、そうでない、法的措置ね。そうせいとは私は言えませんが、そういうふうにしていくと市営住宅の家賃を軽減した経過もあるんです。皆さんの大先輩達の森さんたちがいたころなんです。それで劇的に減らしたっていう時期もあって、議会でもそういう法的手段に訴えてやるのは権利としてあるからそのことはいいんですが、タイミングとかそういうのはいろんな意見はあるんですが、そういう経過も踏まえればですね、この免責決定になって、あえて要綱の紹介もあって、次に該当する場合には5年は待たずに債権放棄することができるってちゃんと銘打ってるわけですから、こういうのはあんまりこう複雑でないと思うので、可及速やかにきちっと判断してしかるべき議会にちゃんと提案するというのを一つひとつやっぱりやるべきだという意味でね、指摘してますので。

○委員長（佐々木重勝君） 小前参与兼都市整備部長。

○参与兼都市整備部長（小前繁君） 今の件については、落合委員おっしゃるとおりだと思います。免責が確定した時点でこれからは、速やかに、議会に対し、議決をお願いするというふうにしていきたいと思っています。それから、自己破産に至る前に、できるだけ当事者との間で話し合いを続けて分納のお約束をすとか、借金があんまり大きくならないうちにできるだけ手当をしまいたいと思います。分納の誓約がいただけない方については、やはり、きちっとそれは、裁判を行うなりということで、家賃についてきちっと徴収できるように努めてまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 本議会に提案するやつではないようですが、2ページに参考資料として、2滞納者類型のところに、(2)行方不明9件、滞納額372万があるんですが、行方不明っていうのを先ほど佐々木委員も聞いたんですが、不明になって何年ぐらい経っているでしょう。最近ではないんでないかなと思うんで聞くんですが、結構経っているもんですか。

○委員長（佐々木重勝君） 戸由建築住宅課長。

○建築住宅課長（戸由忍君） 行方不明についてはケース、ケースでいろいろ違いがあります。長いのでいくと。すぐに出てこなくて申し訳ございません。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 後でもいいですから教えてください。昨日今日ではないと思うんですよね。そうなった場合に、御親戚、一般的に言うとかだめだな。行方不明になった人の配偶者がいるのかいないのか、子供さんがいるのかいないのか。直系の相続人がね、いるケースなのかそうでないのかとかいろいろなことやろうとすると出てくると思うんですが、こういう長期の行方不明者への滞納も市営住宅だけではないんですが、ちゃんとやる必要があると思うので聞きましたので、後で教えてください。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） (3)の死亡者、先ほどの17件、1,400万。これは、先ほど相続人や保証、なんて説明したったかちょっと…。これはですね、死亡が17件は17件なんですが、これへの対応は基本的にどういうことを担当課ではやってますか。

○委員長（佐々木重勝君） 戸由建築住宅課長。

○建築住宅課長（戸由忍君） お亡くなりになったような場合につきましては、相続される方、そこについて、お支払いがどうなのかというところでのあたりはつけながらやっておるところです。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） ちょっと、少し抽象的に聞こえるんですが、当然保証人等には働きかけているっていうふうに理解していいですか。

○委員長（佐々木重勝君） 戸由建築住宅課長。

○建築住宅課長（戸由忍君） 保証人のほうにも働きかけというところやってるんですけども、そこまで実態として積極的にやってきていなかったというところがございます。ちょっと保証人のところで若干つけ加えさせていただきますと、現在連帯保証人を取り巻く制度のいろんな見直しというのが世の中強まっております。例えば、民法のほうで連帯保証人。お金の上限をきちんと定めた連帯保証としなければならないというのがあと2年後ぐらいから始まります。宮古市の連帯保証人っていうのはそういったお金が幾らというところまでがっちり定めておらないところで、そういった今後の補償というのをきちんと、例えば家賃3カ月の例えば9万円まで保証させるとか、あるいは連帯保証会社を通じての保証をさせるかとか、そういったどこまで付加させるかという問題があります。また、もう一方のほうでは、今度国交省のほうの動きなんですけれども、高齢者が多くなった時代の中で、連帯保証人をつけるっていうのが果たしてできるのかっていうところがございます。そういう中で、国交省では公営住宅の標準的な条例っていうのを示してるんですが、その中で連帯保証人が必要だっていう項目を削ったというところもございます。宮古市は条例改正を2年ぐらい前にさせていただきまして、保証人が何としてもいないような場合、見つけれないような場合にはそれは市長が認める中ではつけな

くてもいいよということで、実際そういった場合には保証人さん付けさせておらないというところもあります。そういった保証人をめぐるところで、まず定めるか定めないかとか、どこまで請求するかというのは、まだもう少し内部でも検討していかなければならない部分だなというふうに考えております。その辺の整理もしながら、そういった連帯保証人等々が絡む部分の債権につきましては今回はまだ手はつけないで、明らかに落とせるという自己破産のほうで今回お願いしたといったところでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 課長、そうではなくて。そうではなくてじゃなくて。現実には連帯保証人をつけて入居を認めているわけですから。現状ではね。猶予するっていうのは稀だと思うんですよ。だから、今入居されている多くの人っていうのはほとんどが連帯保証人をつけて入居しているわけだから、そこをどうするかっていう問題と、将来的に今、国を含めて検討していることは一応ちょっとこう区別してね、議論しないとだめだっていうことだけ指摘しておきます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） あと最後にもう1つですが、この手のやつですね。ちょっと私も今年、政務活動費使って行って来ようと思ってるんですが、確か滋賀県だったと思うんですが、市営住宅の家賃とか保育料だとか要するに税金以外の使用料ね、これの滞納に関するので非常にいいっていうか今までと違う取り組みをやっているところが増えてきていて、滞納が発生したらば滞納ご苦労様と。タイトルが。滞納御苦労様っていうのは、いや、何も褒めているとかそういうんじゃないんですよ。滞納するぐらいお困りなんですね。いろんなことがあったんでしょ。御苦労さんね。遠慮しないでどんどん相談に来てください、っていう条例をつくってやり始めているところあるんです。そういうところは、宮古がそうだというふうには思いませんが、決して機械的な対応ではなくてね、まずもってちゃんとなぜそうなったのかっていうことを聞くということを始めて、そして、そういう対応しても中にはね、私もちょっとそういう人を少しはわかるので、この人はちょっとなあどもなんねえなっていうような人もいないわけではないんです。そういう場合への対応っていうのはもちろんね、ちゃんと要綱等に基づいてやって構わないと思うんですが、本当に困っている人たちの場合には、端的に言えば分納の相談にもっていくときのやつをね、是非そういうことを前提にそういうことが見通せれない、相当無理があるっていう場合には法的手段にも訴えるつつうのはありうることだし、私もそれはあっていいと思うんですが、そういうことも是非担当課でも今後の問題も含めて、そういうどういったらいいか。市町村も出ていますので、そういうことも是非お互いに勉強しながら、よりよい対応ができるようにね、すべきでないかなと思って。これは意見です。

○委員長（佐々木重勝君） 小島委員。

○委員（小島直也君） 個別のことを聞いて、もし答えられないっていうのであればいいんですけども、ナンバー3の男性、免責が確定した後、入居が可能なんですか。それとも退去させられてるんですか。と、もう一ついいですか。この滞納額っていうのは、督促料っていうのがどんどん加算されている金額なのかを。この2つ教えていただければと思います。

○委員長（佐々木重勝君） 戸由建築住宅課長。

○建築住宅課長（戸由忍君） 破産の場合、以前は、退去させるということもできたようなんですけれども、法律の改正がございまして、それはできないようにはなっておりますので、この方はそのまま入居しております。また、その後はきちんと家賃のほうも納めておるといところです。あとは、督促料のほうなんですけれども、そ

こにつきましては、これは税金と違いまして私債権のほうでございますので、そういった督促料等々は取ってはいないというような扱いになっております。

○委員長（佐々木重勝君） 次回以降一問一答でお願いします。そのほかございませんか。伊藤委員。

○委員（伊藤清君） 2枚目のほうの②の、今後分納契約を交わしているもの、いないものがあると。今後法的な措置も考えて考慮していくということで、保証人がみんなついてると思うんですが、そして保証人付けるときは文書だけで恐らく保証人この人にしますよということで恐らく出してると思います。この相談においては保証人と滞納者等と一緒に面談をしながらの相談というのが、何ですか。これは別々なんですか。やるっていうやるときは。

○委員長（佐々木重勝君） 戸由建築住宅課長。

○建築住宅課長（戸由忍君） 別々といいますか、基本的には本人のほうに話をしております。長年、滞納をこういうふうにやってきた場合に、保証人さんもお亡くなりになってるとか、いなくなるとかそういうケースもあって、新たにそういう方に保証人つけてくださいと言ってもなかなかそうもいかない。まず、別々にやると。別々じゃない。基本的には一緒にはやっていないということです。

○委員長（佐々木重勝君） 伊藤委員。

○委員（伊藤清君） 保証人と一緒に面談をしながらの相談が効き目があるというか、そういうふうなほうがいいかなと思うんですけどもその辺は考えていない？

○委員長（佐々木重勝君） 戸由建築住宅課長。

○建築住宅課長（戸由忍君） 有効な手立てだと思います。今後検討してまいりたいと思います。

○委員長（佐々木重勝君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） ほかになければ、これで質疑を終わります。

○委員長（佐々木重勝君） これから、議案第48号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので、ただちにお諮りします。議案第48号は、「原案可決すべきもの」と決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号は、「原案可決すべきもの」と決定しました。

ここで、説明員の入れ替えを行います。

○

付託事件審査（2） 議案第58号 議案第58号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて （勤労青少年ホーム）

○委員長（佐々木重勝君） 次に、議案第58号「公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」を議題とします。質疑のある方は、挙手願います。

○委員長（佐々木重勝君） 質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） なければ、これで質疑を終わります。

○委員長（佐々木重勝君） これから、議案第 58 号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので、ただちにお諮りします。議案第 58 号は、「原案可決すべきもの」と決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第 58 号は、「原案可決すべきもの」と決定しました。

ここで、説明員の入れ替えを行います。

○

付託事件審査（3） 議案第60号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（農村文化伝承館）

○委員長（佐々木重勝君） 次に、議案第 60 号「公の施設の指定管理の指定に関し議決を求めることについて」を議題といたします。質疑のある方は挙手を願います。落合委員。

○委員（落合久三君） 自治会以外にも手を挙げてプレゼンしたところあるんでしょうか。

○委員長（佐々木重勝君） 菊池農林課長。

○農林課長（菊池敦君） 花輪伝承館は公募型でなく非公募ですので、花輪自治会のみでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 1 社公募型ね。それで詳細な中身まで聞こうとは思いませんが、66 点っていうのは、どうでした。

○委員長（佐々木重勝君） 菊池農林課長。

○農林課長（菊池敦君） この審査点になりますが、点数が高い低いではないと理解しております。施設の所管する部長、課長それから総務課長、財政課長によって書類審査により決定しておりますので、点数がいい悪いは 70 点がいいとか 80 点がいいとかっていう審査基準にはないと理解しております。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） ちょっとそれ違うんでないの。何のために点数をつけるかという、いや、これで 2 団体とかが公募してきた場合には、何をもちどちらを採用するかっていう、やっぱり重要なメルクマールの一つは審査点だと思いますよ。だから、この施設を住民の福祉に供するようにする上で、どういうこの団体は、運営上コストの面含めて、どういう特徴を持ったところなのかとかね、そういうの、ほら、当然審査するために審査点を設けるんだと思うので、課長が今言った意味は点数の高い低いことだけを持ってよし悪しを判断するものではないっていう意味であればまだわかるんですが、事実上それは、逆に聞けば 80 点の人と 66 点の人だと市は 66 点のほうを採用する場合もあるのか、っていう逆の問題っていうか聞きたくなくなってくるので。そこはちょっと。いや私は問題があるっていうふうには一切思っていないし、そういう聞き方はしなかったつもりなので。66 点っていうのが、基準点から見ていくか、過去の例から見るとちょっとあまり高くないように思うが、何か皆さんが公募してきた中身を見てね、こういう点がさらにあればいいとか何かあったのかなと思ったんで聞いただけですので、特になければいいんですが。

○委員長（佐々木重勝君） 菊池農林課長。

○農林課長（菊池敦君） 各施設のそれぞれの書類審査の中身までは把握しておりません。今委員がおっしゃった

とおり、確かに点数によって複数あれば点数によって決めるものでございますので、この 66.75 ですけれども、今回の審査した施設については低い点数ではございません。

○委員長（佐々木重勝君） ほかに質疑はございませんか。伊藤委員。

○委員（伊藤清君） 管理料についてはこれ何々を賄うための、管理料は、いろんなその電気とか水道とかいろんなのがあると思うんですけども。

○委員長（佐々木重勝君） 菊池農林課長。

○農林課長（菊池敦君） 管理料につきましては地域密着型指定管理施設、市全体でございますが、管理料の積算基準を設けております。管理費としまして人件費、光熱水費、消耗品、それから修繕費、それから手数料、保守料、管理料として算定しております。

○委員長（佐々木重勝君） 伊藤委員。

○委員（伊藤清君） 今、人件費と言いましたけども、この人件費の額は会長さん、施設長によってその金額が決められているものですか。

○委員長（佐々木重勝君） 菊池農林課長。

○農林課長（菊池敦君） 管理費、人件費でございますけれども、過去3年間の平均の利用日数によりまして基準額を定めております。例えば、0から30日の利用日数であれば基準額は3万円。31日から60日であれば4万5,000円っていうふうに日数によって額を決定しております。

○委員長（佐々木重勝君） 伊藤委員。

○委員（伊藤清君） はいわかりました。後でさっきの経費の部分で、そういったものの資料ください。

○委員（伊藤清君） 次にですね、老人施設の利用許可なんですけども、有料と無料があると思うんですがこれは市のほうで規定してましたっけ。施設を使用するときに無料とか無料のこれは無料、これは有料というのがあるというように聞いてるんですが。

○委員長（佐々木重勝君） 菊池農林課長。

○農林課長（菊池敦君） 金額は条例によって決めております。

○委員長（佐々木重勝君） 伊藤委員。

○委員（伊藤清君） それは各施設によって決めているということ。

○委員長（佐々木重勝君） 菊池農林課長。

○農林課長（菊池敦君） それぞれの条例によって決定しております。

○委員長（佐々木重勝君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） ほかになければ、これで質疑を終わります。

○委員長（佐々木重勝君） これから、議案第60号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので、ただちにお諮りします。議案第60号は、「原案可決すべきもの」と決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号は、「原案可決すべきもの」と決定しました。

○

付託事件審査（４） 議案第61号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（農産加工施設）

○委員長（佐々木重勝君） 次に、議案第 61 号「公の施設の指定管理の指定に関し議決を求めることについて」を議題といたします。質疑のある方は挙手を願います。落合委員。

○委員（落合久三君） 農産加工施設、青倉、加工体験施設、あ、そっか。これは、そっか、そっか。勘違いしました。これ2つの施設と一緒に綴じらさっているんであれだね。そういう意味だね。勘違いしました。いいです。

○委員長（佐々木重勝君） ほかにございませんか。高橋委員。

○委員（高橋秀正君） 俺も青倉だの田代だのづうどこはちよくちよく行ってみんだども、ほんとに年間1カ月も開いてねえよな。使用料見だってその通りなんだから、そうなんだべなっちは思うども。青倉なんていうどこは家が20件もねえんだよな。年に1回はお祭りは。いやいや、体験施設として。だから、集会所はいいんだども開いでねえのえ。年に1回お祭りをやると。収穫祭り。それが1番大きいことだと思うんだども、利用促進を図るづうが昼間はお爺さん、お婆さんしかいねえがら。あるいはひとり住まいづうようなどこしかねえもんだから。本当に運営活動が、仮に藤原委員から出だども集会場としても利用できでんだという話なんだども、本当にこれからの、何だ、こういう施設の扱いが出来てぐんだべかなと。部長はなあど考えんの。この将来性を。

○委員長（佐々木重勝君） 菊池産業振興部長。

○産業振興部長（菊池廣君） 利用日数からいけば、委員おっしゃるとおり、地区の人口もそのとおり少なくなってきたんで、利用率っていうのは低くなってきております。そういうわけなので、施設の利用状況を見ながら、今後は、そういう運営の仕方というか施設のあり方、ここに本当にあったほうがいいのか廃止したほうがいいのかっていうのは地区の方と十分に話し合って進めていかなければならないと思っております。

○委員長（佐々木重勝君） 一応議決にかかわる審議でございますので、将来、これからに向かってという部分はあまり踏み込まないようにお願いしたいと思います。

○委員長（佐々木重勝君） 菊池産業振興部長。

○産業振興部長（菊池廣君） 今回、ほかのこの集会施設の関係、指定の期間が前までは5年だったんですけども3年間になってます。というのは、指定管理料の見直しを総務課のほうで行ったことから、こういうようにいろいろな施設の指定管理料というのが、ある程度実情に合わせた指定管理料になっております。その3年間の中でそういった指定管理料も新たにそれが適切な指定管理料なのかっていうのも見極めながらという部分も含まれております、指定管理料のほうは。利用のほうについては、そのように前向きに何事も施設の利用を進めるということで考えていきます。

○委員長（佐々木重勝君） 高橋委員。

○委員（高橋秀正君） それさ取っかかるわけでねえんだども、5年を3年に決めたのは、短くしたづうのは何か大きな理由があんの。

○委員長（佐々木重勝君） 菊池産業振興部長。

○産業振興部長（菊池廣君） 特に大きい理由は総務課のほうからは聞いておりません。5年間っていうとある程度の一区切りだとは思いますが、なんですか、世の中の事情がいろいろ動きが激しいものから、そういった施設の利用状況やら何やら、そういう部分をトータルに判断したいという総務課のほうのとの協議でこういうようになっております。

○委員長（佐々木重勝君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） ほかになければ、これで質疑を終わります。

○委員長（佐々木重勝君） これから、議案第 61 号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので、ただちにお諮りします。議案第 61 号は、「原案可決すべきもの」と決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第 61 号は、「原案可決すべきもの」と決定しました。

○委員長（佐々木重勝君） 次の議案第 62 号につきましては、副委員長に進行を交代します。

○

付託事件審査（5） 議案第62号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（林業者地域多目的施設）

○副委員長（藤原光昭君） それでは、委員長に代わって進行いたします。

委員長は、これより審査を行う議案第 62 号において指定管理者として指定を受けようとしている団体の代表者となっており、利害関係にあることから除斥対象となりますので退室を求めます。

○副委員長（藤原光昭君） それでは、議案第 62 号「公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」を議題とします。質疑のある方は、挙手願います。

○副委員長（藤原光昭君） 質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（藤原光昭君） なければ、これで質疑を終わります。

○副委員長（藤原光昭君） これから、議案第 62 号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（藤原光昭君） 討論はないようですので、ただちにお諮りします。議案第 62 号は、「原案可決すべきもの」と決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第 62 号は、「原案可決すべきもの」と決定しました。

ここで、委員長と進行を交代します。

○

付託事件審査（6） 議案第63号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（林業拠点施設（黒森ふれあい館））

○委員長（佐々木重勝君） それでは次に、議案第 63 号「公の施設の指定管理の指定に関し議決を求めることについて」を議題といたします。質疑のある方は挙手願います。

○委員長（佐々木重勝君） 質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） なければ、これで質疑を終わります。

○委員長（佐々木重勝君） これから、議案第 63 号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので、ただちにお諮りします。議案第 63 号は、「原案可決すべきもの」と決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第 63 号は、「原案可決すべきもの」と決定しました。

説明員の入れ替えを行います。

○

付託事件審査（7） 議案第 59 号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（農林漁村地域多目的集会施設）

○委員長（佐々木重勝君） それでは次に、議案第 59 号「公の施設の指定管理の指定に関し議決を求めることについて」を議題といたします。質疑のある方は挙手願います。

○委員長（佐々木重勝君） 質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） なければ、これで質疑を終わります。

○委員長（佐々木重勝君） これから、議案第 59 号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので、ただちにお諮りします。議案第 59 号は、「原案可決すべきもの」と決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第 59 号は、「原案可決すべきもの」と決定しました。

説明員の入れ替えを行います。

○

付託事件審査（8） 議案第 45 号 白浜（宮）漁港海岸災害復旧（23 災 501 号防潮堤その 2）工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについて

○委員長（佐々木重勝君） 次に、議案第 45 号「白浜（宮）漁港海岸災害復旧（23 災 501 号防潮堤その 2）工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについて」を議題とします。質疑のある方は、挙手願います。

○委員（藤原光昭君） それでは、この前も若干の説明は受けだったんですが、認識を深めるために質問いたしますが、ここに何だ、植生工、これ客土吹付から植生基材吹付に変更するんだと。こういうことなんですが、この植生というのも大体わかるんですが、植生っていうのでこの中身の具体的な中身を説明していただきたいので。何でこのように変えねばならなかったのかと。いうのが本質的に聞きたいんですが。その前に、植生というのと客土吹付という区分のこの中身。私はわかる気がしてるけども、改めて。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） それではただいまの御質問にお答えいたします。法面工の植生工にはいろいろ工法がございます、工法の1つが客土吹付あるいは植生基材吹付というものでございます。法面に植物を繁茂させることによって法面の表層部を根でしっかり押さえ、法面の侵食とか土壌風化を防止するというものでございます。客土吹付につきましては土砂、及び礫質土に用いるものでございまして、当初設計ではそのような土質を想定して設計しておったんですけれども、詳細設計、現場を確認しましたところ、土砂のところは想定した土砂ではなくて礫質土あるいは花崗岩というところが出てまいりました。そのためにですね、客土吹付よりは植栽基材吹付、これも植食基材吹付も同じように先ほど説明したとおり法面の侵食とか風化緑化根を張って防止するものなんですけれども、勾配のほうはですね、客土吹付より植生基材のほうが厚く、工法が厚いものだからしっかり押さえられるというようなものでございまして、土質によって工法を変えたものでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 藤原委員。

○委員（藤原光昭君） 例えば、私もこの植生っていうのは吹き付けて草とかあいうのが生えてくるような直接切土したところに吹き付けるという工法。この植生基材吹付、要するにこれは、それは今私が言ったようなのをやるために、それではそれが効かないために、改めて土をそこにやって、それから吹き付ける植栽を植生すると。こういう工法どう理解すればいいの。わかるかな。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） 工法としては同じ根を張らせるやつなんですけれども、客土吹付より植生基材のほうが厚く吹き付けをするという、簡単に言えばそういう内容でございます。

○委員長（佐々木重勝君） 藤原委員。

○委員（藤原光昭君） ということは、植生をするに土が薄いと。ね。そのために根付かせ難いと。だから、わざわざ土をそこに吹き付けて、別の土を吹き付けて、植生するところということ？

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） 土の種類によって客土吹付であったり植生基材であったりという形の工法とるんですけれども、当初はその土砂を想定してたんですが、実際に現場に入って法面やったら、花崗岩だったと。想定した土質が違ったので、同じように土を吹き付るんですけれども、少し厚くしなければならなかったので客土吹付よりは、厚く工法を持たせる植生基材のほうに変更したということです。具体的には3センチ吹き付けるところを5センチ吹き付けするということでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 藤原委員。

○委員（藤原光昭君） 私は本当の専門家ですねえんで疑問に思ってたから聞いたんですが、さっきもちょっと聞き逃したんですけども、この現場そのものもやっぱり岩とかなんとか、岩とか、つまりはそういうんだらば吹き付ける必要ねえんでねえの。その崩れてくるような状況。土砂とかそういうのは、土質でば別だけでも岩が出たらば吹き付ける必要ねえんでねえがと。という思いがするもんだから、あえて植生すんに岩があれば土が薄いと吹き付けれるんでは、わざわざ土を運んでって別の土を持ってって網掛けで厚くして植生をするっていうのは、だからそういう思ったから、実際にどういいう違いかなとこういいうごどだったの。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） すいません。なかなかうまく説明できなくて申し訳ないんですが、岩が出たっていうんじゃなくて土質が変わったということです。土砂風化花崗岩というものに土質が変わったので、工法を変えたというものでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 藤原委員。

○委員（藤原光昭君） そうすれば、ここでまだ面積が増えているわけですが、ということはそういう全てがそういう土質でなかったけれども、そういうのが出てきたと。だから、それと同じようにそっちまで面積を増やして一体に、そういう工法に変えますよと。こういう理解でいいの。それとも違う。

○委員長（佐々木重勝君） 竹花漁港係長。

○漁港係長（竹花浩満君） 漁港係の竹花と申します。お答えします。まず補植施工法が客土から植生基材に変更になったのは、当初土を切ってなかったんで、表面からここは土砂とかそういう土質なんだなっていうのを確認しておりまして、それに対応した客土吹付ということ3センチの黒土とかパーク堆肥が入って、それに種が入ったもので検討しておりました。3センチの厚さのところでは芽が生えて、背後のほうに根がもっと増えて伸びなきゃならないのに土砂のほうに入れるなということで3センチ薄さのやつでよかったですけども、実際に切ってみたら、ここは腐った風化した花崗岩いわゆる軟岩だったもんですから、これですとなかなか根も入りがたいところがあるので、その土の黒土の厚さ、パークの堆肥も含めた厚さ5センチにしました。ただ5センチにすると軟岩とこれだとなかなかうまく活着しないものですから、この5センチのところには網を張ってます。網を張って網をアンカーで斜めにとめてます。その5センチの中では入れるような形をとる工法にいたしました。はい。それが5センチの厚さになっております。あとそれから面積が増えたところなんですけども、当初測量するときはその断面をナンバー何ぼ、ナンバー何ぼ、ナンバー何ぼ切っていくんですが、全面的に面積測るわけではないので、例えば10メートル単位でその横断を取ってそれに見合った形で面積計算するんですけども、最後は現場のほう、実際に切ってみるんですけど、切ったのを面積を細かくですね測って行った結果が120平米、増えたというような形になります。当初のときよりも逆に減る場合もありますけど、これ本当にあの現場精査という形で、実際現場のほうもこうなったりとかしてるところがこうなってますっていうんですね。それでなったというところですよ。

○委員長（佐々木重勝君） 小島委員。

○委員（小島直也君） 質問させていただきますが現場を見ると、もう草が繁茂してますよね。それを今から削って新たな植栽、植生をするっていう工事なんですか。

○漁港係長（竹花浩満君） 現場のほうはですね、既にもう切り通しましてですね、その通りも草は生えてました。十分生えてましたので、工法的には正解だったのかなとは思っておりますけども。

○委員長（佐々木重勝君） 小島委員。

○委員（小島直也君） つまり、工事は、あそこは図面の山の法面は終わってるっていうことですか。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） 終わってございます。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） 仮設道路の撤去によって発生しました土砂をそれを、変更前は2キロだったのが8.2キロまで運ばなきゃならないと。もう、かなりのキロ数、長い道路、892万5,414円と変更後の金額も増えてますけども8.2キロの地点づうのはどの辺です。金浜ですか。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） 8.2キロ先の現場は重茂里地区の県道改良工事の現場でございます。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

- 委員（佐々木清明君） それからですね、参考のため。先ほど藤原委員が言ったところで、植生基材で吹き付けた場合は、1平方メートル当たり2,980円だけでも客土の場合は吹付の場合は幾らぐらいになってます。わかれば教えていただきたいです。参考のため
- 委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。
- 水産課長（佐々木勝利君） 客土吹付一平米あたり単価積算額2,173円でございます。
- 委員長（佐々木重勝君） 藤原委員。
- 委員（藤原光昭君） また同じことなんですけど、もうこれに絶対的に反対ということではなくて、客土吹付ですれでいいんでねえかなと思うんで、別なども出てきたって言ったからそっちと合わせたっていうけれども、そこのどうしても全てをこういうふうにしていかないと経費も逆にかかるということなのか。そこら辺がちょっと理解できないども。私は別に無理くりそういう土が薄くてそういうのが入ねえんだったら、別にそんなのわざわざ土持ってって張りつけて経費掛けることはねえんでねえがと。木が生えなくて逆にそういう土で、岩でね。そんであれば、加えてそのほうがいいんでねえのと。こういう単純にそう思ったから質問したんですけども。
- 委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。
- 水産課長（佐々木勝利君） こういう工事を行う場合には、設計指針というのがあって、その設計の指針に基づいて設計をするものでございます。今回は、先ほど係長が説明したように土質が変わったので、その指針に基づいて設計変更を行ったというものでございます。
- 委員長（佐々木重勝君） そのほかございませんか。落合委員。
- 委員（落合久三君） 45の5ページ、この仮設道路の平面図が載っております。私もここ、ついこの前も重茂漁協に行く用事があって通って来たんですが、この仮設道路撤去により発生した土砂の運搬先が重茂の里になることからという説明でしたが、それぞれの重茂の里に持っていく前の計画はどこに持って行く予定だったの。
- 委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。
- 水産課長（佐々木勝利君） 前の設計では2キロという設計になってございます。これは、工事発注する前段で水産庁から御指導をいただきまして、距離につきましては基準というんですかね。その2キロの範囲内で運ぶということで設計をしておいて、実際に工事が進んで現場が進んだ結果、運ぶ時期に一番適当な場所を決めてそこで設計変更をするよという指導がありました。なので、当初は2キロの範囲内に収めるということで場所は特定せず2キロで設計して、今回土砂を運搬するに当たって1番適当なところということで探した結果、重茂里の県道改良工事の現場というところになったので、そのとおり変更いたしました。
- 委員長（佐々木重勝君） 落合委員。
- 委員（落合久三君） そうしますと、なるほど。水産庁の助言で、指導で、場所は特定はその時点ではしてないが、まずもって2キロ離れたとこさ、仮設道路を撤去する際の土砂は持っていくってことで設計しなさいと。そして、近づいてきて実際撤去するとなって、どこがいいべななってなったら里だったというのは今わかりました。そこで、この仮設道路の土砂を撤去する。元々どっから持ってきた土砂だったの。私はそこに戻せば済むことでないかなってという単純な疑問があるんで聞きます。
- 委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。
- 水産課長（佐々木勝利君） 重茂里の県道改良工事のところから持ってきた土砂でございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） そうすると大体元のところに持って行って戻すという意味ね。それであれば非常に納得できます。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○委員（落合久三君） それで、そういう意味で変更内容の記述、仮設道路工運搬距離。これ、非常に紛らわしいなと思って。だまって仮設道路撤去費とか何とか言って説明で書いたほうがいいんでねえかなと思うんで。これはちょっと門外漢の、この運搬距離の変更ってやるところはどうしてもね、もともとの計画はどごだったのがどこに行くから何キロ延ばすんだっていうふうには、ぱっと瞬間的に思うので、これ、主要なことでないような気がしますのでやめます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 佐々木委員が言ったからではないんですが、もう1つ、ここ聞こうと思ってました。上限が6.2キロ増えると。当初の設計から見ればね。6キロで892万円かかるっていうの、これ単純に割り算するとキロ当たり百数十万ね。これの積算は、1キロ当たり単純に言えば、そういう110なんぼだ。130万ぐらい。これは何トンダンプで何台分に相当しますか。ちょっと高いような気してちょっと思ったんで。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） ここの仮設道路工の積算根拠でございますけれども、運搬数量が8,000立米でございます。8,000立米を2キロ相当で積算した場合の単価が719円で、8.2キロの場合が1,835円で、この差額分がトータルで892万5,000円になるというものでございます。

○委員長（佐々木重勝君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） ほかになければ、これで質疑を終わります。

○委員長（佐々木重勝君） これから、議案第45号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので、ただちにお諮りします。議案第45号は、「原案可決すべきもの」と決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号は、「原案可決すべきもの」と決定しました。

○委員長（佐々木重勝君） 議案第52号の審査が残っておりますが、説明員が総務常任委員会へ出席しておりますので、進行の効率を考慮し説明事項を先に行いたいと思います。

午前11時21分 説明事項 開始

午前11時32分 説明事項 終了

○

付託事件審査（9） 議案第52号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（静峰苑）

○委員長（佐々木重勝君） 次に、議案第52号「公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」を議題とします。質疑のある方は、挙手願います。佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） 横沢温泉ですけども。公募型ということで、かわい元気社のほうが70.5が100点満点

そういう取ってますけども、公募型で何社ぐらい応募したのか。

○委員長（佐々木重勝君） 大久保川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（大久保一吉君） かわい元気社1社でございました。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） ほかに公募するところはなかったということですがね。1社だけ。

○委員長（佐々木重勝君） 大久保川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（大久保一吉君） 1社だけでほかに公募に応じたところはございませんでした。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） 元気社のほうでプレゼン多分行ったと思うんですけども、その中の内容等が参考資料のほうには書いてあります。やっぱり、市としましても、参考資料をまたプレゼンした中で1番やっぱり、ここがいいなと思ったようなところがありましたらば。

○委員長（佐々木重勝君） 大久保川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（大久保一吉君） こちらのほうがですね、70.5 ということで点数が出ております。基本は60点なんでございます。あと100点満点の中で、真ん中をとっていくと60点で合格点になるというところで、70.5 っていうのが高得点かどうかというところにつきましては人それぞれだとは思いますが、私はあの中で聞いてたところでは地域に対して、何ていうんですかね、地域の方々の利用促進というような部分っていうのを結構働きかけておまして、無料のバスをどうにか日帰りの部分で運行できないか、そういうことを考えていきます、とかそういうようなところがありましたんで、あの席にいながら見ていた部分では、なかなか地域のことを考えて指定管理に臨んでいるなというような思いは持っております。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） ということは地域の皆様方と一緒に頑張ってると。地域づくりにも非常に貢献してると。それで決定したというですね。はい。ありがとうございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） きょうの産業建設常任委員会に付託されたこの指定管理のやつで、ここだけが指定期間が5年間で提案されているんで、なぜここだけは5年なの。ここだけっつうか。

○委員長（佐々木重勝君） 大久保川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（大久保一吉君） この話をする前に今までなぜ3年だかというところについてお話をさせていただきます。前段で指定管理を行ってた指定管理の議決をいただきたいということで審議にかけてる案件につきましては、多目的集会施設といいますか集会施設でございます。集会施設を今基準を見直して利用人数によって幾らにしますかとか、それから消耗品は幾らですか、とかっていうような部分を決めている話は恐らくもうされていると思いますんで。基準を決めるに当たって3年間というところで決定をした内容でございます、これは将来的にその公共施設の再配置計画の中で、将来的に集会所については、地域に移管したいというようなことで集会施設位置づけられております。その部分を考えまして、3年間というところでしっかりと。その何といいますかね、自立できる方向性を定めるというようなところで3年間と前段のほうでは定めてございます。この施設でございますけれども、この施設については通常の指定管理というような部分でございまして公募もしております。ほかのほうの、これから出てくるそういう商業施設っていいですか施設なんですけれども、こちらのほうは5年ということで、従来の指定管理期間となっております。その辺は分けて3年と5年

というところで仕分けをしました。以上です。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 地区の集会施設は、将来的には公共施設の再配備の計画でも大ざっぱに言えば地域に移管をしていくっていうのはその通りだが、この静峰苑などは、従来通りの5年間で考えている、というのは従来どおりなんだと。そう言われればなんだか根拠があってないような、ああそうか、なんです。私は逆に言えばね、ここは資料見れば昭和54年にやっていますから40年経ってるわけだ。現状のまま行くと大規模改修か新設、新規で立て直すとかかそういう耐用年数で言えば、くりに該当する施設ではないのかな。そういうことを想定すると、黙って3年にして、耐用が何だ、1回5年、ってこう切ってしまうとね、途中でなんかこう地震がちよっと起きたとか、大きい熊がぶつかってきたつうときに、大規模改修が必要なときに、かえって縛りになんきゃいいがなという意味でね聞くんで、それ以上の理由は何もないです。長過ぎるとかそうじゃなくて、むしろこの施設の重要性、地域に根差しているっていうのを見ればね、大規模改修の時期がそう遠くない時期にも来るんじゃないのかっていう思いがあったんで、そう聞いただけです。何かコメントがあれば。

○委員長（佐々木重勝君） 大久保川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（大久保一吉君） 確かに築になりますと、できたのが昭和50何年だったかな。確か53年というようところで資料出していると思いますけれども、この間にですね改修はしてございます。なんで、5年間という部分ではそこは大丈夫。すごく大きな大規模改修ということはなく、対処しながらですね、それでも大きくなっていくとあれなんですけれども、例えば25年ですと給水温水ヒーター修繕これは200万ぐらいかけて直してございます。それから、28年は屋根の改修で380万ほどかけて直しております。それから、30年、この間だったんですけれども、給湯施設を改修してございます。これは250万ぐらいということで、こちらのほう市の予算でもって改修してございます。大体300万ぐらいの部分で、何か改修を出てくれば市の予算で直しておると。建て替えとかなんとかっていうのは、まだ大丈夫ではないかなというように考えておまして、5年というところで決めたものでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 高橋委員。

○委員（高橋秀正君） 直接議案には関係ねえんだども、冷泉に利用してんの年間何人ぐらいなのや。それ聞いて終わりだ。

○委員長（佐々木重勝君） 大久保川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（大久保一吉君） 宿泊者と入浴者と分けてお話ししたいと思います。まず宿泊者ですけれども、25年から資料ございます。25年が2,917名、26年が2,943名、それから27年が3,865名、28年が2,891名、29年が2,674名というところで、29年度まで資料を揃えてございます。確認しております。それから入浴者でございます。日帰りになりますけれども、25年が3,073人、26年が2,793人、27年が2,618人、28年が2,559人、29年が2,215人というところでございます。30年なんですけれどもまだ終わっておりません。ただ、この間、12月に集計を取った時点では昨年度より上回っているような推移でございます。

○委員長（佐々木重勝君） 高橋委員。

○委員（高橋秀正君） 減ってるづうのはわかったども、今。数字ダブってない。入浴、宿泊はダブってないよ、つつうことなんだね。

○委員長（佐々木重勝君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） ほかになければ、これで質疑を終わります。

○委員長（佐々木重勝君） これから、議案第 52 号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので、ただちにお諮りします。議案第 52 号は、「原案可決すべきもの」と決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第 52 号は、「原案可決すべきもの」と決定しました。

○委員長（佐々木重勝君） 以上で、当委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

お諮りします。3月19日の本会議における委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。

以上で、産業建設常任委員会を閉会します。

午前 11 時 45 分 閉会

○

宮古市議会産業建設常任委員会委員長 佐々木重勝